平成２１年（フ）第３４４号
福井市田原２丁目33番４号
債務者　中尾　昌代
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
福井市舟橋町第８号１番地
債務者　浅田　幸男
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９５号
福井市舟橋町第８号１番地
債務者　浅田由紀子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９６号
福井県鯖江市下河端町第92号28番地８
債務者　矢納しずえ
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３９８号
福井市文京７丁目19番13号
債務者　堂下　有紀
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０４号
福井県越前市中新庄町第55号18番地
債務者　市川ふじ美
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４０６号
福井市和田中２丁目907番地、旧住所福井市松本１丁目44番11号　Ｂ―901
債務者　吉田　利子（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４１４号
福井県坂井市丸岡町西里丸岡第11号６番地
債務者　吉田真一郎
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３１６号
長野市西三才2275番地１
債務者　徳武　幸子
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３３５号
長野市浅川押田230番地８
債務者　戸谷　健二
1　決定年月日時　平成21年10月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１５号
兵庫県佐用郡佐用町多賀590番地
債務者　高見　毅彦
1　決定年月日時　平成21年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第１２９号
山口県熊毛郡平生町大字平生町562―12　レジデンスひらお308号、住民票上の住所山口県熊毛郡田布施町大字麻郷367番地１
債務者　藤谷　泰久
1　決定年月日時　平成21年９月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２１年（フ）第３３５号
徳島県鳴門市大津町吉永79番地１―203号
債務者　竹田　　学
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３６号
徳島県鳴門市大津町吉永79番地１―203号
債務者　竹田　春佳
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３８号
徳島市八万町柿谷133番地の２
債務者　宮田　克子（旧姓天羽）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４０号
徳島市応神町古川字戎子野64番地の１―101号、旧住所徳島市不動東町４丁目792番地の１
債務者　山田　正人
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３４２号
徳島市不動東町４丁目792番地の１　市営不動東４改良５住宅第29号
債務者　山田　善恵（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成21年10月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで
徳島地方裁判所民事部